



## 新型コロナウイルス感染症に伴う市の対応について（第29報）

9月24日、第22回対策本部会議を開催し、次の事項について決定いたしました。

### 1 対策本部会議において決定した対応・対策

(1) 今後の我孫子市主催イベント等及び民間等が主体となるイベント等の開催判断の目安について

11月末までの間の新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う市主催イベント等及び民間等が主体となるイベント等（市の後援を含む）の開催判断の目安については、千葉県からの協力要請の通りに変更し、感染リスクへの対応が困難な場合には、中止または延期とする。また、今後も県からの協力要請の内容に基づき対応する。

千葉県からの協力要請に係る開催規模および開催にあたっての条件（留意事項）は、別紙「今後の我孫子市主催イベント等及び民間等が主体となるイベント等の開催判断の目安について」のとおり。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見、いじめ等の被害を防ぐため、啓発用のポスター等を公共施設に掲示する。

(3) 今後の対策本部会議日程（日程等の変更する場合あり）

- ・第23回10月26日（月曜）

### 2 その他感染症対策関連の情報提供

(1) イベントの中止について

- ・我孫子地区市民まつり
- ・ほくほくサンバ
- ・和太鼓祭り

～報道機関の皆様へ～

新型コロナウイルス感染症に関する取材の対応については、広報記録班（秘書広報課広報室）が一括して対応いたします。

【問い合わせ】我孫子市総務部秘書広報課 広報室長 小池電話：04-7185-1752（直通）

## 別紙「今後の我孫子市主催イベント等及び民間等が主体となるイベント等の開催判断の目安について」

1 1月末までの間について、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う我孫子市主催イベント等及び民間等が主体となるイベント等（市の後援を含む）の開催判断の目安については、以下の千葉県からの協力要請の通りに変更し、感染リスクへの対応が困難な場合には、中止または延期とする。

また、今後も県からの協力要請の内容に基づき対応する。

※イベント等について、事前準備や参加者等への連絡（お知らせ）など、早期の開催可否の判断が必要な場合には、「開催の可否を判断する時点」での目安によるものとする。

※決定事項の内容については、必要に応じて、各所管課においてイベントを予定している団体（例：商工会、まちづくり協議会、自治会 etc）に通知及び依頼をする。

### （1）上限人数等の開催制限について ※変更あり（ただし、該当施設なし）

以下のA、Bの目安のいずれか小さい方を上限とする。

#### A 人数上限の目安

- ・ 収容定員10,000人超の施設の場合 ⇒ 収容定員の50%
- ・ 収容定員10,000人以下の施設の場合 ⇒ 5,000人

#### B 収容率の目安

- ・ 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物の場合  
⇒ 収容定員の100%（席がない場合は適切な間隔）
- ・ 大声での歓声・声援等が想定される催物の場合  
⇒ 収容定員の原則50%（席がない場合は十分な間隔）

### （2）地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等について ※変更なし

①全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討する。具体的には、催物を開催する場  
合については、人と人との間隔（1メートル）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

②地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であつて、参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限はないが、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1メートル）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずるとともに、イベントを開催する前に、イベント参加者に厚生労働省接触確認アプリ「COCOA」をインストールするよう促し、感染拡大防止のための連絡先の把握を徹底する。

### (3) 開催にあたっての留意事項 ※変更なし

- ① イベントの規模にかかわらず、「3つの密」が発生しない席配置や人と人との距離の確保、マスクの着用、参加者名簿の作成による連絡先等の把握、催物の開催中や前後における選手・出演者や参加者等に係る行動管理、など基本的な感染防止策を講じる。
- ② 「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底する。
- ③ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうように。その際の払い戻し措置等をあらかじめ規定しておく。
- ④ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールするよう促す。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底する。
- ⑤ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用することを促す。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することも促す。
- ⑥ 上限人数の目安に満たない場合でも、密閉空間で大声を発する場合や、人との間隔を十分確保できない場合等は慎重な対応を行う。
- ⑦ 全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（プロスポーツの試合等）や、参加者が1000人を超えるようなイベントを開催しようとする場合には、事前に市（庁内）や県等とも相談・協議を行う。
- ⑧ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間のトイレ、休憩場所、イベントの前後などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、トイレ、休憩場所等においても「3つの密」の発生をできるだけ回避するとともに、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかける。
- ⑨ 入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、施設等の状況に応じた室内の換気の適切な実施、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等を実施する。
- ⑩ 特に大規模なイベントを開催する場合は、会場周辺の駅やバス停、公共交通機関、店舗などの混雑を緩和できるよう、入退場時間の分散や、交通手段への配慮など、「3つの密」の回避に関する工夫を行う。
- ⑪ イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促す。